

第 105 号 議 案

公の施設の指定管理者の指定について

長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）第29条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

公 の 施 設 の 名 称	指定管理者となる団体の名称	指 定 の 期 間
長崎港常盤・出島地区及び松が枝地区	長崎市平間町1361 長崎パークマネジメント共同事業体 代表者 株式会社 森谷商会 代表取締役社長 森谷 八郎	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
早岐港ハウステンボスマリーナ及びハウステンボスハーバー	佐世保市ハウステンボス町4番地37 HAIKIマリーナハーバー合同会社 代表者 株式会社 NATiON. イベント事業部第5セクション 北村 元樹	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで
長崎港福田マリーナ、長崎出島ハーバー及び小江ポートパーク	長崎市福田本町1892 長崎サンセットマリーナ株式会社 代表取締役社長 吉井 健	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

令和5年11月27日提出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

(提案理由)

県管理港湾施設の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項及び長崎県港湾管理条例第32条の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。